

参考 6

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島

その他の地域の基準

改 正 後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
 第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七
 条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項
 第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成
 十年政令第四百十二号）第二十二号の五第二号及び第二十九号の五
 第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の
 地域が次のいずれかに該当することとする。

一（五）（略）

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第
 二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の
 規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の
 総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十
 七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域
 の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九
 号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域その他の地
 域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること
 等の理由により、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サー
 ビス及び法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サ
 ービス、法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サ
 ービス（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。
 ））、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第
 四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援、法第
 五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び法第五
 十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第
 五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービ
 ス並びに法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び
 法第五十九条第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の
 確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働

改 正 前

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）
 第四十二条第一項第三号、第四十二条の三第一項第二号、第四十七
 条第一項第二号、第五十四条第一項第三号、第五十四条の三第一項
 第二号及び第五十九条第一項第二号並びに介護保険法施行令（平成
 十年政令第四百十二号）第二十二号の五第二号及び第二十九号の五
 第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、当該離島その他の
 地域が次のいずれかに該当することとする。

一（五）（略）

六 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第
 二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の
 規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の
 総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十
 七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地、過疎地域
 の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九
 号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人
 口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由によ
 り、法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び法第
 四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス、法第
 四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス（地域
 密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。））、法第四
 十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び法第四十七条第一
 項第一号に規定する基準該当居宅介護支援、法第五十三条第一
 項に規定する指定介護予防サービス及び法第五十四条第一項第
 二号に規定する基準該当介護予防サービス、法第五十四条の二
 第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス並びに法第
 五十八条第一項に規定する指定介護予防支援及び法第五十九条
 第一項第一号に規定する基準該当介護予防支援の確保が著しく
 困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定

（傍線部分は改正部分）

大臣が別に定めるもの

めるもの